

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

7 障害者スポーツ振興のため、各市町村のスポーツ施設に障害者スポーツ用具の整備がはかられるよう、府から市町村にはたらきかけてください。

（回答）

- 大阪府においては、第3次大阪府スポーツ推進計画において、障がい者スポーツを推進することとし、障がい者スポーツの拠点となる施設の運営・利用促進とともに、スポーツへの理解と関心を高められるよう、パラリンピアンへの派遣、施設情報の見える化、府内学校や民間企業への障がい者スポーツの出前事業等を行っております。
- さらに、学校や施設等に対し、競技用車いすなどのパラスポーツ備品の貸し出しも行っており、こうした取り組みを通じて障がい者スポーツの理解促進に取り組んでおります。
- 市町村においては、市町村のスポーツ推進計画に基づき、障がい者スポーツの推進に取り組んでいると考えていますが、市町村のスポーツ施設において、障がい者スポーツ用具の整備がはかられるよう、機会をとらまえてはたらきかけていきます。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

- 8 障害者差別解消法の趣旨を徹底するため、府が制定したガイドラインが実効性を発揮するように努めてください。
- （4）府立高校の入学試験や大阪公立大学の2次試験でスクリーンリーダーが導入されているパソコンを使用しての受験もできるようにしてください。

（回答）

- 大阪公立大学の入学者選抜個別学力検査等において、障がいがある等で受験上の配慮を希望する際は、事前相談の手続きを経たうえで、所定の申請書を提出することとしており、学生募集要項等でその旨を周知しています。
- 具体的な対応については、本人からの申請内容と、大学入学共通テストでの配慮内容を基に検討を行うこととしています。
- スクリーンリーダーが導入されているパソコンの使用についても、申請があれば、受験者への配慮内容として対応を検討することとなります。

（回答部局課名）

副首都推進局 公立大学法人担当

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

- 8 障害者差別解消法の趣旨を徹底するため、大阪府が制定したガイドラインが実効性を発揮するよう努めてください。
- （4）府立高校の入学試験や大阪公立大学の2次試験でスクリーンリーダーが導入されているパソコンを使用しての受験もできるようにしてください。

（回答）

- 大阪府公立高等学校の入学者選抜における障がいのある生徒に対する配慮事項については、その内容・手続きを毎年度定め、中学校に通知しております。
- 府教育委員会といたしましては、配慮の必要な生徒に対して、入学者選抜における公平性を確保しつつ、受験者が普段の実力を十分に発揮できるよう、適切な配慮を行っているところです。
- 現在は、志願者の障がいの状況を踏まえ、学力検査時間の延長、代筆解答、問題の代読、介助者の配置、点字受験、別室受験、英語リスニングテストの筆答テストによる代替、拡大した問題用紙等の使用、物品の持込み等の配慮について、個別に精査し実施しています。
- 今後も承認された配慮事項がそれぞれの受験者に対して遺漏なく適切になされるよう、引き続き万全の体制を整えてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

14 視覚障害者を対象としたパソコンについての日常的な利用（情報収集、意思疎通ほか）について訓練の機会が得られるよう支援してください。

（回答）

- 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターでは、視覚障がい者家庭訪問指導事業を実施しており、パソコンの日常的な利用については自宅に指導員を派遣するなどして支援を実施しております。
- また、大阪府 IT ステーションでは、「視覚障がい者就労支援 IT 講習」や「eラーニング講座」など、パソコンの基本的な操作を学ぶことができる講座を実施しております。
- さらに、障がいのある方がパソコンやタブレット等の ICT 機器を操作しやすくするための支援機器やソフトの相談対応、展示を行っております。
- 令和 5 年度、令和 6 年度は、視覚障がい者を対象とした、タブレットの日常的な利用のための講習会を実施しました。今後も同様の講習会等を検討してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

22 昨年12月にマイナ保険証が導入されました。マイナ保険証においては、あはき療養請求における患者の保険証確認に支障がでないようにすることを国に働きかけてください。

（回答）

- あはき療養請求における患者の健康保険に関する資格情報の確認について、令和6年4月よりマイナンバーカードによる「オンライン資格確認（資格確認限定型）」が運用されており、その手続きについては、施術所等向け総合ポータルサイトで音声読み上げに対応した手順書等が示されているところです。
- 大阪府としましても、あはき療養請求を含め、マイナ保険証の利用が円滑に進められることが重要と認識しており、国、市町村と役割分担・連携し、制度の広報など、引き続き努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

23 近年、甚大な自然災害が頻発していますが、災害時において視覚障害者の生命と暮らしが守られるよう大阪府と市町村が連携を密にし、実効的な取り組みが図られるようにしてください。

視覚障害者が危険に備えるための情報を予め入手できるよう、ハザードマップの点字版や音声版を作成するよう市町村を指導してください。

（回答）

視覚障がい者をはじめ支援を必要とする方々が、災害時、安全に避難していただくためには、その支援者等が障がいの特性や配慮すべき事項を十分に把握しておく必要があり、市町村ではこれに対応したマニュアルの整備などが進められてきました。

避難行動要支援者名簿については、平成27年度中に府内全市町村において作成が完了しておりますが、令和3年度の法改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたことや、災害リスクの高い地域に居住する住民など優先度が高い方について概ね5年以内で個別避難計画の作成に取り組む方針が打ち出されたことなどを踏まえ、副市町村長や危機管理担当部局長などを対象とした研修会や、個別避難計画作成に必要な知識及び計画作成手法の習得等を目的とした福祉専門職・防災関係者等を対象とする研修会を実施してまいりました。また、府内市町村と意見交換会を行い、令和6年度末にも個別避難計画作成の好事例を収集した「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」を更新するなど、個別避難計画作成の推進に取り組んでいます。

さらに自主防災組織リーダー育成研修においても、避難行動要支援者に関する講義を実施するなど、個別避難計画の作成に係る人材育成に取り組んでいるところです。

ハザードマップの周知にあたっては、視覚障がい者を含む要配慮者・避難行動要支援者の方々にも配慮するよう大阪府地域防災計画に示しており、市町村会議の場などにおいて、点字版や音声版のハザードマップ作成についての作成事例を紹介するなど、今後も府内市町村への働きかけを行ってまいります。

（回答部局課名）

危機管理室 防災企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目） 26 改正バリアフリー法の基準に基づき、既存施設についても必要な改善をしてください。また、公共施設や庁舎の出入り口は利用しやすくし、音声案内を設置してください。
（回答） ○ バリアフリー法では、建物を所有、管理する建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準に適合させるよう努力義務が課せられております。また、大阪府福祉のまちづくり条例においても、誰もが施設を安全かつ容易に利用できるよう、整備、維持保全、管理に努めることを事業者の責務として規定しております。 ○ これを踏まえ、本府では、設計者や施設管理者向けのバリアフリー化の指針として公表している「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」（以下、「条例ガイドライン」）において、改修や改善の事例を盛り込み、設計者や事業者向けの説明会を開催するなど普及に努めているところです。 ○ また、「条例ガイドライン」では、出入口において配慮すべき事項として、「ドアの場所や形状について、音声で案内することが望ましい」旨を盛り込み、設計者や施設管理者に配慮を求めています。 ○ 府有施設や市町村施設などの公共施設においても、「条例ガイドライン」を踏まえた整備が進むよう、これまでも関係部局と共有し、取組を進めているところではございますが、障がい当事者の方々のご意見も踏まえつつ、引き続き施設のバリアフリー化に努めてまいります。
（回答部局課名） 都市整備部 住宅建築局 建築環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目） 29 鉄道駅構内等において安全な移動を確保するために （3）大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター最寄りのJR森ノ宮駅に、ホームドアを早期に設置するよう鉄道事業者働きかけてください。
（回答） ○ 大阪府では、鉄道駅ホームにおける安全対策として、可動式ホーム柵の整備促進に向け、平成23年度に補助制度を創設するとともに、鉄道事業者に対し、大阪府および大阪市、堺市、主要な鉄道事業者で構成する「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」の場などを通じて、整備促進の働きかけを行っているところです。 ○ JR森ノ宮駅に駅ホームにおける安全性向上が図られるよう、引き続き、JR西日本に対し、可動式ホーム柵の設置を働きかけてまいります。
（回答部局課名） 都市整備部 交通戦略室 鉄道推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

29 鉄道駅構内等において安全な移動を確保するために

（４）ＪＲ新今宮駅に、ホームドアと（西口から乗り場まで）エレベーター、エスカレーターを早期に設置するようＪＲに働きかけてください。

（回答）

＜鉄道推進課回答（ホームドア部分）＞

- 大阪府では、鉄道駅ホームにおける安全対策として、可動式ホーム柵の整備促進に向け、平成 23 年度に補助制度を創設するとともに、鉄道事業者に対し、大阪府および大阪市、堺市、主要な鉄道事業者で構成する「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」の場などを通じて、整備促進の働きかけを行っているところです。
- ＪＲ新今宮駅につきましては、令和３年７月に１番線（環状線内回り）、令和４年３月に４番線（環状線外回り）で可動式ホーム柵の運用が開始されました。残る２番線、３番線については、令和７年度に設置される予定です。
- 今後も、駅ホームにおける安全性向上が図られるよう、ＪＲ西日本に対し可動式ホーム柵の設置を働きかけてまいります。

＜建築環境課回答（エレベーター、エスカレーター部分）＞

- 大阪府では、従来より、3,000 人以上の利用者数の駅に対してエレベーター設置費の補助を行っており、これらの駅については、概ねワンルート以上のバリアフリールートが確保されています。また、令和２年度より補助要件を拡充し、バリアフリールートの複数化や乗り換えルートのバリアフリー化などに必要なエレベーター設置に対しても補助を行っているところです。
- ＪＲ西日本においては、国で制度化されたバリアフリー料金制度を活用し、鉄道駅のバリアフリー化を加速していくとのことですが、現状、新今宮駅（西口）へのエレベーター設置については未定とお聞きしています。
- また、現在、大阪市において新今宮駅を含め市内 25 地区のバリアフリー基本構想について順次見直し作業が進められています。
- ご要望いただきました内容については、大阪市にも共有するとともに「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を通じて、ＪＲ西日本に対して共有してまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 交通戦略室 鉄道推進課
住宅建築局 建築環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

29 鉄道駅構内等において安全な移動を確保するために

（５）エレベーターの設置を進めるとともに、各鉄道事業者のエレベーターの音声案内を適切な内容、タイミングに統一するよう働きかけてください。また、連絡通路等空間・設備の明るさや、階段段鼻を見やすくするなど良好な視認性を確保するよう働きかけてください。

（回答）

○ 大阪府では、従来より、1日あたり3,000人以上の利用者数の駅に対してエレベーター設置費の補助を行っており、これらの駅については、概ねワンルート以上のバリアフリールートが確保されています。また、令和2年度より補助要件を拡充し、バリアフリールートの複数化や乗換えルートのバリアフリー化などに必要なエレベーター設置に対しても補助を行っているところです。

○ また、鉄道駅のバリアフリー基準としては、国土交通省が「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を策定・公表しており、

- ・EVの籠内に籠の到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる設備を設けることや、乗降ロビーで到着する籠の昇降方向を音声で知らせる設備を設けること
- ・移動等円滑化された経路において十分な明るさの確保や、羞明（しゅうめい）や夜盲症など様々な見え方があることを考慮すること
- ・階段の段鼻部は全長にわたって周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること

等が示されており、鉄道事業者において、ガイドラインを踏まえた整備が進められているところです。

○ 本府としましても、国土交通省や鉄道事業者等で構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を通じて、ご要望いただきました内容について、しっかり共有してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

29 鉄道駅構内等において安全な移動を確保するために

（６）また、みどりの窓口が廃止された駅でも視覚障害者が単独で長距離切符や特急券、定期券が買えるよう鉄道事業者に働きかけてください。

（７）今後の視覚障害者の安全対策や介助方法などを踏まえた駅の管理体制について、各鉄道事業者と駅所在市町村、視覚障害者団体で早急に対策を議論するよう働きかけてください。

（回答）

○ 駅員の常時配置に関しては、大阪府としては、鉄道事業者に指導や強制する法的な権限を有していないのが実情です。

○ しかしながら、公共交通として、すべての利用者の利便性及び安全性を向上させることは重要であると認識しております。このため駅が果たす役割を踏まえ、国や府、市町村、鉄道事業者等が参画する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を通じて、障がい者等の駅利用の利便性や安全性の確保の観点から「駅係員の配置が望ましい」という府の考え方を示しています。

また、鉄道事業者がやむを得ず駅の無人化を実施する場合には、「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」を最大限尊重し、無人駅の機能向上に資する取組を適切に実施するとともに、障がい当事者団体等と十分な意思疎通を図るよう伝えるなど鉄道事業者に働きかけを行っているところです。

併せて、ホームの安全対策や、「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」に記載の取組を鉄道事業者が実施するために、必要な支援である財源措置を講じるよう、国に対する要望も行っております。

○ 利用者の安全性・利便性が確保されるよう、引き続き鉄道事業者等へ働きかけを行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
都市整備部 交通戦略室 交通計画課
都市整備部 住宅建築局 建築環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

29 鉄道駅構内等において安全な移動を確保するために

（8） ホームで歩きスマートフォンをしないよう啓発して下さい。

（回答）

- 大阪府では、スマートフォンを操作しながら歩行するなどの「ながらスマホ」の危険性を周知し、マナー向上を図るため、春・秋の全国交通安全運動など、様々な機会を通じて、広報・啓発などを推進しております。
- 具体的には、主要ターミナル駅や鉄道車両内でのデジタルサイネージを活用した広報、駅構内や路線バス車両等へのステッカー掲示による広報・啓発など、公共交通機関とともに取り組んでおります。
- さらに、スマートフォンを使用中の人にも伝わるように、大阪府ホームページやYoutubeを活用して「ながらスマホ」防止に関する広報・啓発も行っております。
- 引き続き、公共交通機関などと連携・協力しつつ、様々な場面を活用して幅広く府民に広報・啓発に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

29 鉄道駅構内等において安全な移動を確保するために

（9）電車内、駅構内では、的確でわかりやすいアナウンスをするよう鉄道事業者に働きかけてください。

（回答）

- 鉄道駅のバリアフリーガイドラインとして国土交通省が策定・公表している「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」では、
- ・車両等の発車番線、発車時刻、行先、経由、到着、通過等のアナウンスは、聞き取りやすい音量、音質、速さで繰り返す等して放送すること
 - ・同一のプラットフォーム上では異なる音声等で番線の違いが分かるようにすること
- 等が示されており、鉄道事業者において、この内容を踏まえた運用が行われているところではあります。
- 本府としましては、国土交通省や鉄道事業者等で構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を通じて、ご要望いただきました内容について、しっかり共有してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 交通計画課
住宅建築局 建築環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

30 道路上における歩道、点字ブロックの敷設等について

- （１）すべての道路に、歩道、点字ブロックを設置してください。
- （２）破損した歩道や、不適切な設置や劣化した点字ブロックは早急に改善してください。
- （３）歩道と車道の段差を、白杖で容易に判断できるようにしてください。
- （４）弱視者が安心して一人歩きできるよう、点字ブロック・段鼻を鮮明な色にしてください。

（回答）

- （１） 大阪府の歩道整備の方針としましては、歩行者や自転車の交通量が多い路線や通学路、バリアフリー法に基づく特定道路および生活関連経路などを優先することとしております。さらに、事業に対する地元の理解と協力は不可欠であることから、地域の状況を勘案しながら進めているところです。また、点字ブロックにつきましては、横断歩道接続部等の注意喚起や方向指示のために必要な箇所を設置をおこなっているところです。
- （２） 歩道部において構造物や舗装等が破損して危険な個所は、随時、復旧工事等の対応をいたします。また、不適切な設置や劣化した点字ブロックにつきましても、バリアフリー法の特定道路から優先的に改善していくとともに、その他の道路につきましても、順次、改善に取り組んでまいります。
- （３） 歩道と車道の段差につきましては、バリアフリー法に基づく道路移動等円滑化基準により、適切に整備をおこなうとともに、不適合な箇所につきましても、順次、改善に努めてまいります。
- （４） 点字ブロックの色彩につきましては、これまでも当該部分を容易に識別できるよう整備を進めてきたところですが、引き続き、設置面との輝度比や明度差の確保に努めてまいります。また、段鼻につきましても、歩道橋等において、視覚的に識別しやすいよう、順次、改善に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 道路室 道路環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

31 音響式信号機及びエスコートゾーンの設置について

(3) すべての交差点に音響式信号機及びエスコートゾーンを設置してください。

また、設置する交差点や位置、構造、音量等について地域の視覚障害者の意見を聞いてください。

(4) 歩車分離式の信号機には、必ず音響式信号機を併設してください。

（回答）

○ 整備状況から説明しますと、令和7年3月末現在

- ・ 音響式信号機 1, 671基
- ・ エスコートゾーン 40本（道路管理者施工を除く）
- ・ 歩車分離式信号機 1, 026基
- うち音響式信号機 300基

となっております。

(3)(4) 音響式信号機、エスコートゾーンの設置につきましては、地域の視覚障害者団体等のご意見やご要望を踏まえながら、周辺の交通環境等も勘案し、道路管理者と連携して整備を推進してまいります。

（回答部局課名）

大阪府警察本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

32 路上での歩きスマートフォンをやめるよう啓発を強化してください。

（回答）

- 大阪府では、スマートフォンを操作しながら歩行するなどの「ながらスマホ」の危険性を周知し、マナー向上を図るため、春・秋の全国交通安全運動など、様々な機会を通じて、広報・啓発などを推進しております。
- 具体的には、公共施設などでのポスター等の掲示のほか、主要ターミナル駅や鉄道車両内でのデジタルサイネージを活用した広報、駅構内や路線バス車両等へのステッカー掲示などの公共交通機関と連携した広報・啓発を行っております。
- また、「ながらスマホ」をしない習慣を身につけるために、スマートフォンを持ち始める若年層に対する啓発が重要であると考え、教育機関と協力し、学校校舎内でのポスター掲示や交通安全教室などに取り組んでおります。
- さらに、スマートフォンを使用中の人にも伝わるように、大阪府ホームページやYoutubeを活用して「ながらスマホ」防止に関する広報・啓発も行っております。
- 引き続き、公共交通機関などと連携・協力しつつ、様々な場面を活用して幅広く府民に広報・啓発に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

33 自転車や電動モビリティ等の歩道上での乱暴な運転、無灯火やスマートフォン、携帯電話使用中の運転などは、視覚障害者にとって非常に危険です。視覚障害者の安心で安全な移動を確保してください。

（2）すべての府民に対して車道通行原則の交通ルールの徹底と自転車の使用マナーについて啓発してください。併せて、学校での児童、生徒、学生等に対する自転車等の使用マナーの指導強化に努めてください。

（回答）

○大阪府では、平成 28 年 4 月に施行した、「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車利用者に対し、車道通行原則などの交通ルール遵守やマナー向上に向けた広報啓発活動を実施しております。

○具体的には、春、秋の全国交通安全運動など通じて広報啓発活動を行っており、イベントやポスター、チラシ等による広報啓発のほか、YouTube による啓発動画を配信するなど、自転車の安全で適正な利用に向けた広報啓発に取り組んでおります。

○中でも、令和 6 年 1 1 月に改正道路交通法が施行され、「ながら運転」にあたる運転中の携帯電話の使用等の禁止に関する罰則が強化されたことに伴い、法改正の内容を掲載したチラシを約 6 万 5,000 部作成し、府内各市町村等に配布しました。また、1 1 月の自転車マナーアップ強化月間の関連イベントやラジオ番組を通じて、府民に対し、法改正の内容を含め自転車の交通ルールの周知と遵守に向けた啓発を行いました。

○いわゆる電動キックボードを含む特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知・啓発については、令和 6 年の府内における特定小型原動機付自転車の交通違反のうち、時速 6 キロ以下しか出せないモードへ切り替えずに歩道を走る「通行区分違反」が最多である状況を受け、府民向けのチラシの内容に「通行区分」のルールを追記しホームページで公開するとともに、安全講習会等で配布するなど、交通ルールの周知に取り組んでおります。

○このほか、学校等に自転車シミュレータや交通安全指導員を派遣しての交通安全教育も実施しております。

○今後も、関係機関等と連携、協力しながら、自転車の安全利用の促進に向けた取組を推進してまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

33 自転車や電動モビリティ等の歩道上での乱暴な運転、無灯火やスマートフォン、携帯電話使用中の運転などは、視覚障害者にとって非常に危険です。視覚障害者の安心で安全な移動を確保してください。

（2） すべての府民に対して車道通行原則の交通ルールの徹底と自転車の使用マナーについて啓発してください。併せて、学校での児童、生徒、学生等に対する自転車等の使用マナーの指導強化に努めてください。

（下線部のみ回答）

- 毎年、文部科学省事業を活用し、府内学校の交通安全担当教職員や市町村教育委員会の指導主事を対象に研修を実施することで、交通安全教育の推進に努めています。昨年度は、全年齢層に対する自転車乗用時のヘルメット着用の努力義務化や、いわゆるながら運転の罰則強化等の改正道路交通法について、大阪府の交通事故状況や自転車等の交通安全教育について事例を踏まえながら、研修を実施したところです。
- 引き続き、警察等と連携しつつ、各学校で実施する交通安全教室などを通じて、交通安全教育の推進に努めてまいります。
- また、府内の小学校1年生の保護者対象に「家庭における交通安全教育～保護者用テキスト～」を作成・配付し、交通ルールや自転車マナーの啓発に取り組んでおります。
- 加えて、昨年、府警本部と共同して生徒が自転車の安全利用を考え、行動する「Safety Bicycle（セーフティバイシクル）推進校プロジェクト」を立ち上げ、参加を希望する府立学校等に対して指定を行いました。
- 今後は本プロジェクトを通じて、取り組んだ成果や好事例を府立学校全体に広げ、生徒が自ら交通ルールやマナーの遵守やヘルメット着用の重要性など、自転車の安全利用に関する生徒の意識向上に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課（下線部のみ回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

- 33 自転車や電動モビリティ等の歩道上での乱暴な運転、無灯火やスマートフォン、携帯電話使用中の運転などは、視覚障害者にとって非常に危険です。視覚障害者の安心で安全な移動を確保してください。
- (2) すべての府民に対して車道通行原則の交通ルールの徹底と自転車の使用マナーについて啓発してください。併せて、学校での児童、生徒、学生等に対する自転車等の使用マナーの指導強化に努めてください。

（回答）

自転車利用者のルール遵守とマナー向上につきましては、交通秩序の整序化、府民の規範意識の高揚、自転車関連事故の減少を図るために、広報啓発、安全教育に取り組んでいるところであり、特定小型原動機付自転車をはじめとした電動モビリティの安全利用につきましても、シェアリング事業者や販売事業者と連携し、広報啓発に努めているところであります。

今後も、小・中・高等学校等の児童・生徒及び学生や高齢者等の対象に応じた安全教育、社会人層に対する企業講習、街頭における交差点活動等のあらゆる機会を通じて、車両の運転者としての自覚と責任を理解させることで、ルール遵守とマナー向上を図ってまいります。

（回答部局課名）

大阪府警察本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

34 視覚障害者が安心して安全に歩道を歩行できるように、自転車専用道や誘導マーク(青矢印)の整備を促進し、歩行者専用道整備等を促す道路交通法改正を国に働きかけてください。

（回答）

○路面表示等による車道内での自転車通行空間の整備につきましては、「大阪府自転車通行空間整備 10 か年計画（案）」（平成 31 年 3 月策定（令和 4 年 8 月一部改訂））に基づき、自転車関連事故や自転車交通量が多い箇所などを対象に、令和 7 年度末までに府管理道路において約 200 kmを整備することとしており、令和 6 年度末時点で約 175 kmの整備が完了しております。引き続き、路面表示による車道内での自転車通行空間の整備を進めるとともに、交通状況なども見ながら、現行の道路幅員の中で、可能な場所での道路空間の再配備などにより自転車と歩行者が適切に分離された自転車通行空間の整備を検討してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 道路室 道路環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目） 34 視覚障害者が安心して安全に歩道を歩行できるように、自転車専用道や誘導マーク（青矢印）の整備を促進し、歩行者専用道整備等を促す道路交通法改正を国に働きかけてください。
（回答） ○ 自転車専用道や誘導マーク等の自転車通行環境につきましては、引き続き道路管理者と連携の下、整備を促進してまいります。 なお、皆様からのご意見については、警察庁に共有させていただきます。
（回答部局課名） 大阪府警察本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

35 道路上に放置されている自転車や自動車、商品や荷物を厳しく取り締まってください。また、各鉄道事業者や駅周辺の土地所有者に対して、放置自転車等の防止や安全対策を講じるよう指導してください。

（回答）

- 放置自転車対策については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」や市町村が制定する条例等に基づき、各市町村が、整理や撤去を行っております。
- 大阪府では、市町村に対して、駅周辺の駐輪スペースの確保や放置自転車等の防止を働きかけるとともに、11月には「自転車マナーアップ強化月間」や「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を展開しており、鉄道事業者や市町村と連携し、街頭キャンペーンやポスターの掲出などの広報啓発活動を実施しております。
- 今後も、鉄道事業者や市町村をはじめとする関係団体等との連携を強化し、自転車安全利用に関する取組を推進してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

35 道路上に放置されている自転車や自動車、商品や荷物を厳しく取り締まってください。

また、各鉄道事業者や駅周辺の土地所有者に対して、放置自転車等の防止や安全対策を講じるよう指導してください。

（回答）

○ 大阪府下における違法駐車の実態につきましては、平成18年6月の改正道路交通法の施行以降、大幅に改善されてきましたが、大阪府警察では引き続き、交差点、横断歩道、歩道上やバス停留所付近等での悪質性、危険性の高い違法駐車車両の取締りを重点的に行い、府民の皆さんが安全で快適に利用できる道路交通環境となるよう、今後も取り組んで参ります。

また、放置自転車等に関するご要望については、大阪市等に共有させていただきたいと考えております。

（回答部局課名）

大阪府警察本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

36 大阪府が発行する刊行物のすべてを、点字・音声・拡大文字化してください。府政だよりについては、施策やイベントをできるだけ詳しく掲載してください。

37 大阪府及び大阪府の外郭団体が、不特定多数の視覚障害者を対象に発行する点字文書は、「日本点字委員会」が編集・発行する「日本点字表記法」の定めを遵守して発行してください。

（回答）

○ 要望項目 36、37 番については、刊行物の点字化等の取組と、それに関連する要望ですので、一括して回答します。

○ 府政情報室におきましては、府政の主要施策、予算、イベントなどを紹介する府の最も基本的な広報媒体である広報紙「府政だより」の点字・デジタイズ・拡大文字化を行っています。紙面に限りはありますが、できる限り多くの情報を分かりやすくお伝えできるよう、今後とも取り組んでまいります。

○ また、府が発行する刊行物の点字化等につきましても、情報を伝達する重要な手段であることから、日本点字表記法の定めを遵守して発行するよう、引き続き関係部局と連携しながら、各所属に対し働きかけてまいります。

○ 府政情報室としましては、視覚障がい者の方に対する情報発信や伝達時の配慮は必要であるとの認識のもと、今後とも、さまざまな媒体（ホームページ、SNS 等）において、できるだけ多くの方にわかりやすく府政情報を伝えられるよう努めてまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 府政情報室 広報広聴課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

38 府及び府の外郭団体のホームページ上の pdf 形式の文書には、それと同様の html 形式の文書も必ず掲載してください。また、すべてのホームページを視覚障害者が容易に閲覧できるようにしてください。

（回答）

- 大阪府のホームページは、府政に関する情報を府民に伝える手段として大きな役割を果たしていることから、ユニバーサルデザイン化を進め、誰もが利用しやすいホームページづくりを進めることが重要であると認識しています。
- このため、府ホームページを管理するマニュアルにおいて、pdf 形式の文書ファイルを掲載する場合は必ず読み上げソフトに対応できる html 形式などの文書ファイルも併せて掲載するよう、周知しているところです。
- また、「ウェブコンテンツ」に関するアクセシビリティの配慮指針である日本産業規格や、地方自治体の行動指針となる総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に沿って、「大阪府ウェブアクセシビリティ方針」を策定しています。
- あわせて、府の職員向けのマニュアル「大阪府ユニバーサルデザインガイドライン」を作成し、視覚障がい者の方が分かりやすく使いやすいページ構成、ページに掲載する文字情報、画像情報や添付ファイルについて配慮する事項などについて、ガイドラインに沿ったホームページとなっているかの検証を、毎年各部局で実施しています。
- 今後も、利用者のご意見も参考にしながら、府ホームページがユニバーサルデザインに、より一層配慮したものとなるよう、取り組んでまいります。
- なお、府の外郭団体のホームページにつきましても、ユニバーサルデザインに配慮したページとなるよう、所管する所属を通じて協力を求めています。

（回答部局課名）

府民文化部 府政情報室 広報広聴課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

39 義務教育において、視覚障害者も一緒に学べる統合教育を推進してください。

（回答）

○ 大阪府においては、障がいのある子どもと周りの子どもたちが、集団の中で一人ひとりを尊重し、ちがいを認め合いながら、自尊感情を高め、互いを大切にする態度を育むとともに、地域社会の一員として人や社会とつながり、支え合いながら、いきいきと活躍できる共生社会の実現をめざして、「ともに学び、ともに育つ」教育を進めてきました。

○ また、就学相談・支援にあたっては、児童生徒等の教育的ニーズの的確な把握とともに、本人及び保護者の意向を最大限尊重し、就学に関する適切な説明や十分な情報提供をするよう、市町村教育委員会に指導・助言しております。平成26年3月には、「障がいのある子どものより良い就学に向けてく市町村教育委員会のためのハンドブック」を作成、配付し、市町村教育委員会に対して、就学相談・支援の取り組みのより一層の充実を図っているところです。

なお、就学相談・支援の経緯等につきましては、市町村教育委員会に対するヒヤリングなど様々な機会を通じて状況の把握に努めており、本人及び保護者の意向を尊重しない就学相談・支援の事例はないと認識しております。

○ 令和7年度、府内の99.3%の小・中・義務教育学校に支援学級を設置しており、全盲の児童生徒9名、弱視の児童生徒239名が在籍しております。また、通常の学級に在籍する視覚に障がいがあり、配慮を要する児童・生徒は、377名です。

○ 各学校においては、支援学級や通常の学級において本人の意欲を大切にししながら、他の児童生徒と可能な限り一緒に学習活動や学級活動に取り組んでおります。国の無償給与制度による点訳教科書や拡大教科書などを活用し、教員による頻繁な声かけや、座席位置などにも配慮しながら授業を進めております。教材等の作成につきましては、市町村教育委員会による点訳のコンピュータ・印刷機等の貸与、ボランティアによる点訳の協力支援などの点訳体制の整備などを行っているところです。

○ あわせて、「ともに学び、ともに育つ」教育を進めるため、保護者の要望を受けとめ、医療機関との連携も図り、全教職員の共通理解を深めるために研修を実施するなどして、学級担任を中心にした協力体制で指導を進めており

ます。また、府立視覚支援学校から、小・中・義務教育学校教員の指導力向上を図るために、各種機器の使用法を含め、専門的なアドバイスを行う巡回指導を行っております。

- 今後とも、小・中・義務教育学校において、視覚障がいがある児童生徒がともに学びともに育つよう教育環境の整備に努めるとともに、視覚障がい者を含めた障がい理解教育の一層の推進に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。